

◎新潟県告示第966号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年9月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	坂町野口3713番 0.5ha
新発田市	3者	五十公野関野1028番2ほか21筆 0.6ha
聖籠町	2者	丸潟柳通670番7ほか3筆 0.1ha
十日町市	5者	上野418番ほか26筆 2.2ha
糸魚川市	23者	谷根中田3305番ほか108筆 8.5ha
合計	34者	163筆 12.0ha

2 申請年月日

平成28年8月31日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。